関係所属長　殿

交 規 発 第 １ ５ 号
令和６年１月11日
10年保存（口訓）
本　　部　　長

持続可能な交通規制の推進について（通達乙）

日本社会は、質・量共に大きな変革の中にあり、その影響は様々な分野に及んでいるところ、道路交通分野もその例外ではなく、これまでに行ってきた方法を漫然と踏襲するのではなく、交通規制の実施や交通安全施設等の設置に係る状況を不断かつ果敢に見直すことが必要である。例えば、交通規制を設置した当初と比較して人口や交通流が変化した地域においては、その変化を踏まえた交通規制等の見直しが必要であるし、特定小型原動機付自転車や自動運転車両等の新たなモビリティの出現を念頭においた対応を行うことも必要である。

加えて、厳しい財政状況の中で、将来にわたって必要な交通安全施設等を整備し、適切な維持管理・更新等を今後も継続するためには、必要な予算を確保するためのあらゆる取組を進めることは当然であるが、それに加えて、中長期的視点に立ったストックの適切な管理を強力に推進し、抜本的なコストの合理化が必要不可欠である。

そうした中で、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するという交通警察の使命を継続的に果たすためには、

○ 実態に適合した交通規制を実施するための不断の見直し
○ コスト合理化のための交通安全施設等のストック管理及び必要性が低下した交通規制そのものの改廃

を強力かつ持続的に推進することが必要不可欠である。

この点、これまでにも「持続可能な交通安全施設等の整備について（通達乙）」（令和５年４月３日付け交規発第157号）（以下「旧通達」という。）ほかにおいて、交通実態に適合した交通規制の推進等を図る取組を実施してきたところであり、当該取組は一定の成果を上げているとは認められるものの、上記のような持続的な交通規制業務を推進するためには、これまでの取組を漫然と進めるのでは不十分であり、取組を抜本的に改めていく必要がある。

各位にあっては、こうした意識を念頭に置き、下記のとおり、管内の道路について交通実態を調査・分析し、当該道路における交通規制の実施及び交通安全施設等の設置に係る合理性を点検した上で、交通実態に即した交通規制の実施等を

強力に推進されたい。

また、本通達とは別に示達した「交通規制基準の改正について（通達乙）」（令和６年１月11日付け交規発第13号）にあっては、本通達の趣旨を踏まえた交通規制をより一層推進する観点から、道路標識の省略や設置位置・設置間隔の特例的扱いができる場合を明記するなど所要の改正を行っているので、今後は、改正後の「交通規制基準」も踏まえた交通規制を実施されたい。

なお、旧通達については廃止する。

記

１　交通実態に即した交通規制の実施

交通実態に見合わない交通規制の遵守の徹底を図ることは困難であるところ、道路交通環境の変化等に合わせて随時、交通規制の見直し・更新をしていく必要がある。この点、例えば、最高速度規制について、実勢速度と規制速度に大きな乖離が生じており、当該規制速度を維持する必要性が認められない場合には、当該最高速度規制の変更を検討することが必要である。また一時停止規制にあっては、優先関係が明らかな交差点や交通量が少なく見通しが良い交差点に設置されている等、実態や規制基準に合わない場合は、当該規制の廃止を含めた検討をすることが必要である。

そこで、現場の交通実態に適合しなくなっていると認められた交通規制については、その種類及び交通実態の調査・分析結果を踏まえ、その改廃等の必要な措置を執ること。

なお、交通規制の改廃等に当たっては、地域住民等に対して交通規制を見直す理由を丁寧に説明し、理解を得るように努める必要はあるものの、交通規制の不断の見直しは、地域住民等からの明確な同意を得ることができないという理由のみによって安易に断念すべきものではない。交通管理上必要であると認められる場合には、必要な説明は尽くした上で、その改廃等の措置を積極的に検討すること。

２　交通実態に即した効果的かつ効率的な交通安全施設等の設置

交通安全施設等は、長年にわたる量的規模の拡大等により、更新が老朽化に追いついていない状況にあり、例えば、更新基準を超えた信号制御機の割合は昨年末現在で約２割と未だ改善傾向とは言えない状況にある。このような交通安全施設等の老朽化によって、倒壊等による道路上の危険が生じるおそれがあるほか、視認性への影響によって交通の安全が脅かされる懸念もある。

財政状況が厳しい中、既存の交通安全施設等を漫然と全て維持するのではなく、限られた予算等を重要性・必要性に応じて最適な形で配分して管理していくことが重要である。

例えば、

○ 視認性に問題ないのに同一内容の道路標識が重複して設置され、その必要性が低下している場合の当該道路標識の撤去

○ 現場の交通実態に鑑み、必要性が低下していると認められた交通規制の改廃と併せた交通安全施設等の撤去

といった措置を執ることにより、設置の合理化を図ること。

3　交通実態の調査・分析

前記１及び２の取組を推進するため、管内の道路について、不断の決意をもって交通実態の把握に努めること。

4　その他

本通達に係る細目的事項については、別途指示する。